

# 中部運輸局の主な取組

---

～地域公共交通調査等事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）～

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、  
**移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想の策定**に要する調査経費を支援。

**地域公共交通バリアフリー化調査事業**

【補助対象者】 バリアフリー法第24条の4第1項に規定する協議会の構成員である市町村  
【補助対象経費】 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に  
必要な調査経費 ○補助率：1 / 2（上限500万円）

- ・協議会開催等の事務費
- ・専門家の招聘費用
- ・短期間の実証調査のための費用
- ・地域のデータの収集・分析の費用
- ・住民・利用者アンケートの実施費用 など

〈中部管内補助実績〉

令和3年度補助対象 弥富市

令和4年度補助対象 富士市

～中部運輸局が参画した策定協議会～

**弥富市バリアフリー基本構想策定協議会**

○協議会構成員

学識経験者、高齢者・障害者団体、民生・児童委員協議会、ボランティア連絡協議会、  
鉄道事業者、バス事業者、自治体、**中部運輸局**

○策定 令和4年3月

～中部運輸局が参画している策定協議会～

富士市公共交通協議会バリアフリー分科会

○協議会構成員

高齢者・障害者団体、町内会連合会、鉄道事業者、静岡県、**静岡運輸支局、中部運輸局**

○今年度マスタープラン策定予定（基本構想については今年度見直し）

名古屋市バリアフリー基本構想策定会議

○協議会構成員

学識経験者、高齢者・障害者団体、施設関係者、  
行政関係者（名古屋市各部局及び県警）、**中部運輸局**

○令和4年11月 策定予定

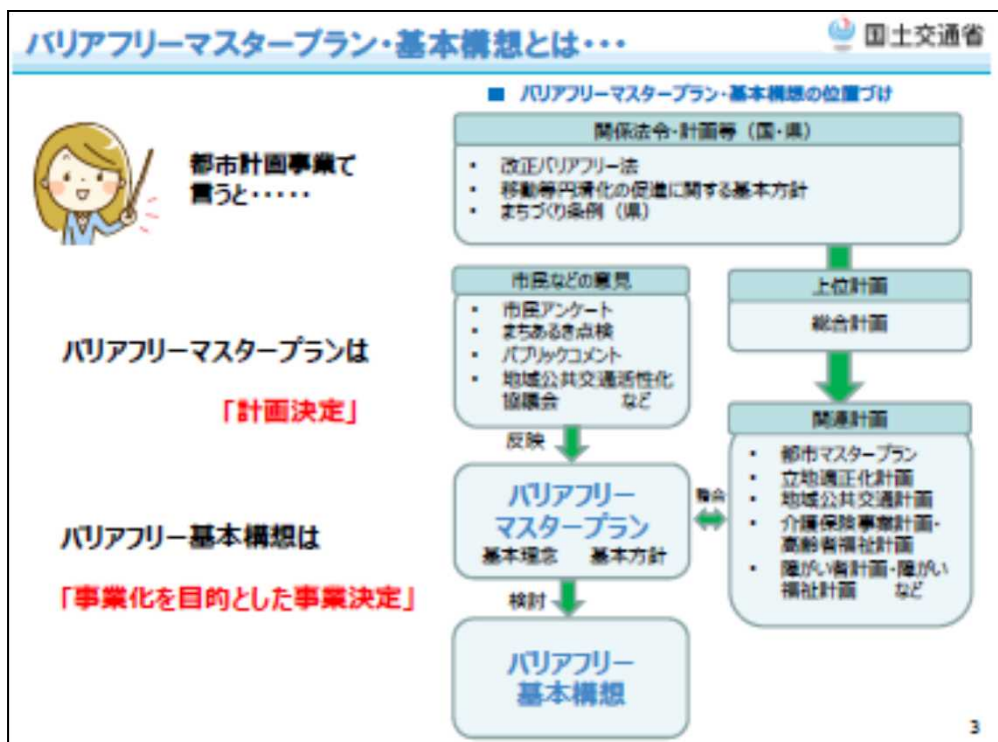
移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想策定支援セミナー

【開催日】令和4年2月28日（月）※WEB開催 参加自治体数29（参加人数49名）

- ◎移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想の制度説明（国土交通省総合政策局バリアフリー政策課）
- ◎移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想の必要性について（中部大学工学部都市建設工学科 磯部教授）

【開催日】令和4年6月23日（木）※WEB開催 参加自治体数38（参加人数55名）

- ◎移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想の制度説明（国土交通省総合政策局バリアフリー政策課）
- ◎鉄道駅・住宅関係の補助制度について（国土交通省鉄道局・国土交通省住宅局）



### マスタープラン・基本構想の作成を検討しませんか？

国土交通省

よくある困りごと

Q.バリアフリー化のニーズがあまりないと感じている・・・

よくある困りごと

Q.すでにバリアフリー化が十分なされていると思う

A.まずは住民アンケートや当事者団体との対話から始めてみませんか

- ✓ 実は日頃の**高齢者や障害者、子育て世代など、当事者**からの困りごとが伝わってきていないだけかもしれません。
- ✓ ソフト面でのバリアフリーの必要性も含めて、住民アンケートや当事者団体との意見交換で実態を把握してみましょう。
- ✓ 地域でバリアフリー整備が浸透していても、ちょっとしたところで**新たなバリアが生じているかもしれません**。まちは絶えず変化しているので**新たな施設の整備が始まる前から、地域の統一的なバリアフリー化の方向性を示すことが重要です。**

4



自治体担当者のバリアフリーマスタープラン・基本構想に対する理解を促進するために、都市計画法における「都市計画事業」になぞらえ、資料を作成。自治体担当者へのプロモートに使用。



バリアフリーマスタープラン・基本構想策定の必要性を自治体担当者に認識して頂くため、運輸局と一緒に「まちあるき点検」のご提案を行うと共に、点検表を作成。自治体担当者へのプロモート時に併せてご提案している。

## 「まちあるき点検」のご提案 中部運輸局

移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想を策定する前に整備事業の対象となりうる地区の現状を、一緒に点検してみませんか？

◎点検経路をご設定ください。経路に応じて点検項目を選択いたします。

また、以下の物をお貸しできます。

- ・白杖（視覚障害者疑似体験：目を閉じて歩行）
- ・車いす（身体障害者疑似体験）
- ・角度計測器（道路等の角度を計測します。）

地区の優れた部分も確認し参考にしつつ、それぞれの立場の方が感じる円滑な移動を妨げる『障害』（バリア）を取り除き（フリー）しましょう。

まちあるき点検表 令和4年3月版  
中部運輸局バリアフリー推進課

歩道等及び自転車歩行者専用道路等(1-4)⑥

### 1-① 歩道の設置及び有効幅員

考え方	バリアフリー歩行空間ネットワークを構成する特定道路等には、高齢者、障害者等の移動等円滑化を図る観点から、原則として車道と分離して歩道を設置しなければならず、道路構造令に定められた値以上の有効幅員を備えた歩道を設けることが基本となる（ただし、自転車歩行者道をもってかえることができることとしている）。  特定道路等を構成する道路に設ける歩道等は、車椅子使用者がいつでもすれ違える幅員を確保しなければならない。このため、歩道等上の路上施設又は占用物件の設置に必要な幅員、及び積雪寒冷地における除雪幅を除き、実質、歩行者が通行可能な幅員を確保しなければならない。実際の幅員設定の際には、当該道路の歩行者や自転車の交通の状況（交通量等）、高齢者、障害者等の利用状況等（歩行速度が健常者より遅いもしくは遅いことや、立ち止まったり、休憩を頻繁に行ったりするなどの特性がある）を考慮して設定する必要がある。
-----	--

点検項目	道路移動等円滑化基準に基づく整備内容	点検地点	長さ
歩道等の設置	特定道路等を整備する場合は、原則、歩道を設ける。（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）		
幅員	歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路は3.5m以上、その他の道路は2m以上とする。		
	自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路は4m以上、その他の道路は3m以上とする。		
	自転車歩行者専用道路の有効幅員は4m以上とする。		
	歩行者専用道路の有効幅員は2m以上とする。		
	歩道等又は自転車歩行者専用道路等の有効幅員は、高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定める。		

開催日程：令和3年12月9日（木）

開催場所：三島市立北小学校・校舎内及び体育館等

主催：静岡運輸支局、三島市、社会福祉法人 三島市社会福祉協議会

協力：三島市身体障害者福祉会、株式会社 東海バス

参加者：小学校3年生 111名

視覚障がい者の方に講話をいただいた後、各グループに分かれて、車いす体験（ノンステップバス乗降体験含む）、バリアフリークイズ、アイマスク体験等に取り組みました。





障害者団体の方々が行っているバリアフリー教室へ参加し、得られた知見から資料を作成

## お話し編

## さまざまな特性編

### バリアフリーとは

高齢者（こうれいしゃ）・障害者（しょうがいしゃ）を  
 ふくむ全ての人々（ぜんいん）が生活していくうえで  
 壁（かべ：バリア）となるものをとりのぞく（フリー）こと。



### バリアフリーに関するサインやシンボルマーク<一部抜粋>

#### ●ヘルプマーク

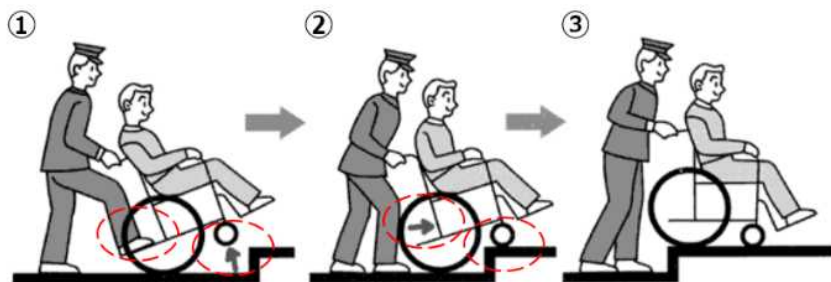


義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、  
 妊娠初期の方、発達障害・知的障害・精神障害の方など、  
 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、  
 周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる  
 マーク。裏面に緊急連絡先等が記載されている場合がある。

## 車いす編

## 視覚障害編

### 段差（だんさ）を上がる（車いすは前向きで）



- ① 声をかけてステップバーに体重をかけ、介助ハンドルを ひきよせる
- ② ゆっくりと前に進み（すすみ）キャストを段に乗せる
- ③ 後輪を段差（だんさ）にそって 足を使いながら ゆっくり押し上げる

### 白杖（はくじょう）について

- ・歩く（あるく）ときに路面（ろめん）や前方（ぜんぽう）の状況（じょうきょう）を確認（かくにん）する
- ・白い杖を使用していることで、目が不自由（ふじゆう）であることを、周囲の人に 気付いてもらえる

